

仕 様 書

1. 件名

平成 31 年度ビジネスイベントプロモーション広告デザイン制作業務委託

2. 目的

(公財) 東京観光財団 (以下「財団」という。) は、激化する*ビジネスイベント誘致競争を勝ち抜くため、ビジネスイベント開催地としての東京のブランドイメージや、実施する誘致開催支援プログラムを、より多くの海外主催者・プランナーに周知するため、平成 31 年度から利用する新しい広告デザインを制作する。(キャッチフレーズについては周知効果を高めるため、平成 29 年度制作の文言を継続利用する。)

*ビジネスイベント：M：Meeting (企業系会議)、I：Incentive (企業の報奨旅行)、C：Convention (国際会議)、E：Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等) を総称した造語 MICE と同義として使用。但し、本委託業務では、企業系会議と企業報奨旅行の誘致を主な目的とする。

3. 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 15 日まで

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 委託内容

(1) デザイン企画・制作

(ア) 別紙 1「ビジネスイベントプロモーション広告コンセプト」に基づき、通年使用できる広告デザインを制作すること。掲載媒体、ターゲット等その他の参考情報は、別紙 2 を参照のこと。

(イ) 制作する広告サイズの 1/4～1/3 程度のスペースに、財団が実施する誘致開催支援プログラム等の英語告知文・表を掲載できるようなデザインとすること。掲載情報については財団と別途協議の上決定する。

(ウ) デザインには、必ず以下を含むこと。

なお、ロゴデータと使用マニュアルは財団より別途提供する。

① キャッチフレーズ「Exceptional Quality, Expanding Possibilities」

② 財団 (広告出稿主体) のロゴ 2 種類

➤ *BUSINESS EVENTS TOKYO ロゴ

➤ Tokyo Convention & Visitors Bureau 文字ロゴ

*BUSINESS EVENTS TOKYO: 財団コンベンション事業部を表す英語名称

③ 財団の URL (www.businesseventstokyo.org)

④ 東京都のロゴ 2 種類

➤ Tokyo Metropolitan Government

➤ Tokyo Tokyo

(エ) デザインを企画・制作するにあたり、以下に留意すること。

- ① ビジネスイベント開催地としての東京の魅力を効果的に伝え、東京でビジネスイベントを開催したい、訪れたいという気持ちを喚起するデザインとすること。
- ② デザインに多くの要素を盛り込みすぎて（例：写真を多用したコラージュなど）、訴求する一つのコンセプトが曖昧にならないようにすること。
- ③ アジア近隣諸都市及び国内他都市が同様の目的で制作する広告デザインとの差別化を意識したデザインとすること。
- ④ デザインは、特定の季節を想定したり、使用月が著しく限定されたりするデザインでないこと（例：桜や紅葉を全面に見せるなど）
- ⑤ 諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。
- ⑥ 他の広告等と酷似したデザインにならないよう、可能な限りの事前調査等を行うこと。

(オ) 最終的なデザイン及び掲載文字情報については財団と協議の上、決定するものとし修正等にも対応すること。

(2) サイズ仕様等

各媒体用のデザインを下記の仕様で制作すること。掲載媒体の入稿仕様に合わせてサイズ調整を行うことし、その費用も本業務に含むこととする。なお、各掲載媒体における出稿メディアについては変更する可能性があるため、最終的な入稿仕様については納品前に財団と調整のうえ決定することとする。

(ア) 雑誌用

PDF 形式。下記 3 媒体に同デザインの広告を 1-2 回ずつ出稿予定。

媒体名	サイズ (縦×横)
① CEI	276×210mm
② MIX	275×205mm
③ TTGmice	285×210mm

(イ) 財団ウェブサイト用

1140 x 533 ピクセル (横×縦) 程度の jpg データ。文字情報なし。

(3) 色見本の作成

- (ア) 財団が別途作成する制作物等においてデザインの一体性を確保するために、制作した広告デザインの色見本を作成すること。
- (イ) 色見本は、海外の広告制作会社においても共通使用できるよう、国際規格に基づいた CMYK 色彩表記とすること。

(4) 広告制作に使用する写真及びイラスト等の素材について

使用する写真及びイラスト等の素材は、原則として受託者が手配すること。素材の手配に

必要な経費は全て本業務委託費用に含まれる。財団所有の写真及びイラスト等の提供は想定していない。

(5) デザインの使用条件等

(ア) 制作デザインは、財団が実施する以下のプロモーション活動においても使用することを前提とし、受託者は別途使用に係る料金を請求しないものとする。

- ① 別紙2「掲載媒体」にある MICE 専門メディアおよび財団が出展する海外の MICE トレードショーメディア
- ② その他、財団がプロモーション活動のため制作するポスター、パンフレット、ウェブサイト、バナー、イベントブースパネル等

(イ) 使用期間は原則3年間とする。

ただし、使用期間を延長する場合がある。使用期間の延長に際して発生する写真使用料等は、本業務委託費用には含まないものとする。

6. 納品・成果物

(1) 体裁

各媒体用データ及び納品データをまとめた DVD-R または CD-R 2枚

(2) データ形式は以下の通りとすること。

(ア) アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ。

(イ) データの不正コピー等を防止するため、セキュリティ措置を講じること。

(3) 納期

掲載媒体に係る入稿締切日は、財団より別途指示する。

7. 支払方法

契約代金の支払いについては、全てのデータ納品及び媒体への入稿完了後に一括で行う。

8. 第三者委託の禁止

本業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9. 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本作品の製作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。また、財団又は財団の

承認を得た者が、本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合も、財団は事前に受託者に通告なく利用できるものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

10. 環境により良い自動車利用等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. その他

- (1) 納品データの不備が原因で、媒体への入稿や財団によるデータ使用に不都合が生じた場合、受託者は契約期間終了後であってもデータの修正対応を行うこと。その際の費用も契約金額に含むこととする。
- (2) 成果物については、財団又は財団の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 受託者は業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (4) 受託者は財団と綿密な連携を取ること。
- (5) 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し平成31年度の財団の収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行うこと。
- (7) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先	公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 峯岸、村田 電話： 03-5579-2684 FAX： 03-5579-2685
-----	---------------------------------------------------------------------------